

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の
受領委任を取り扱う施術管理者の要件の追加等に関する周知について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）により取り扱われています。

また、令和3年1月以降、地方厚生（支）局に対して、施術者が新たに施術管理者として受領委任を取り扱う申出を行う場合、実務経験と研修の受講が必要であること等について、今般、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和2年3月4日保発0304第1号）及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」（令和2年3月4日保発0304第2号）により示したところです。

このことに関し、周知を図るために添付のチラシを作成しましたので、ウェブページにチラシを掲示するなど、受領委任の申出を行う施術者に周知を行っていただきますようお願いいたします。

なお、各保健所、施術関係団体及び関係学校等に対しても、周知の協力依頼をしておりますので申し添えます。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111 (内3276)

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp